

「(仮称) 一戸・稲庭風力発電事業」計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業は、インベナジー・ウインド合同会社が岩手県二戸市及び一戸町の2か所(以下「二戸市サイト」又は「一戸町サイト」という。)において、単機出力が最大6,100kW、高さが最大189mの風力発電機を最大36基(合計出力219,600kW)設置するもので、県内では過去に例のない規模の計画となっている。

本事業の実施想定区域(以下「想定区域」という。)は約1,400ヘクタールと広大であり、国内では例のない大型の風力発電機が広い面積にわたって設置されれば、大規模な森林開発や土地開発により、環境保全上、重大な影響が発生することが懸念される。

また、本事業の想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された水源かん養保安林や植生自然度が極めて高い区域、岩手県自然環境保全指針の「優れた自然」の評価図で保全区分がA又はBとされた地域が存在し、環境保全上、重要な地域である。

このため、今後の事業計画の検討に当たっては、以下の措置を適切に講じるとともに、その検討経緯を方法書に記載すること。

1 総括的事項

- (1) 本配慮書は、想定区域の全域をイヌワシの生息が確認されている地域に設定しているが、その検討経緯が適切に記載されていない。「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少種に指定され、岩手県環境基本計画において保全目標が定められているイヌワシの生息が確認されている地域を想定区域として設定することの重大性を踏まえ、設定に至る過程について環境面からの検討の経緯を示すこと。
- (2) 本配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。それにより、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう事業実施区域を絞り込み、風力発電機及び附帯設備(以下「風力発電機等」という。)の位置・規模又は配置・構造(以下「位置等」という。)を適切に決定すること。
- (3) 風力発電機等の位置等の決定に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性を優先的に検討することがないようにすること。
- (4) 想定区域には、森林法に基づき指定された水源かん養保安林、土砂流出防備保安林が存在している。保安林は、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、風力発電機等の位置等の検討に当たっては、保安林を除外すること。
- (5) 想定区域には、植生自然度9に分類される自然度の高い植生の区域が含まれ、特に二戸市サイトの西側には大径木のブナ林があり、多種多様な生物のつながりで形成される緑の回廊と連続していることから、風力発電機等の位置等の検

討に当たっては、これらの重要な自然環境のまとまりの場を除外すること。

- (6) 本事業で設置が予定されている風力発電機は、最大 6,100 kW と国内では例のない大型の設備であり、従来の風力発電機に比べ、より重大な環境影響が生じる恐れがある。このため、環境影響の調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、一般的な風力発電機との相違を把握した上で、客観的かつ科学的に検討を行い、当該手法の選定を行った理由を明らかにすること。
- (7) 想定区域周辺には、他事業者が計画している風力発電事業が複数存在し、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、当該事業者から環境影響に関する情報を入手するとともに、情報が不足する場合は自ら調査し、累積的な環境影響について適切に予測及び評価を実施すること。
また、他事業者から累積的な影響の予測・評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、積極的に情報を提供し、地域全体の環境影響の低減を図ること。
- (8) 環境影響の調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づくとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (9) 想定区域及び周辺の関係者や住民のみならず、より広い範囲の住民に対し、事業内容の十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。
- (10) 上記のほか、2により、本事業による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直し、基数の削減や単機出力の縮小を含む風力発電機等の位置等の再検討など事業計画の見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気環境

想定区域及びその周辺は山間の静穏な地域であるが、風力発電機から 2 km 以内の距離に複数の住居が存在し、特に大きな影響が生じる 500m 以内の区域に二戸市サイトで 2 戸、一戸町サイトで 3 戸の住居が存在する。

また、二戸市サイトの想定区域及びその周辺には、特に静穏性が求められる場として、稲庭岳キャンプ場、稲庭岳登山道、稲庭高原などの人と自然との触れ合いの活動の場ほか、古くから地域住民に利用されている駒形神社や岩誦坊の湧き水が存在し、これらに対する騒音及び超低周波音による影響が懸念される。

このため、静穏な地域に設置される風力発電施設から発生する騒音の特性を踏まえ、各種ガイドラインのほか、専門家等からの助言その他の最新の知見を参考に、大気環境への影響に関する十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、住居等との距離を十分に確保するなど、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

(2) 水環境

想定区域及びその周辺には、水源かん養保安林やあゆ、やまめ、うなぎなど内水面漁業にとって重要な種が生息する河川・沢のほか、表流水・湧水を水源とする上水道施設や水汲み場として利用されている岩誦坊の湧き水が多数存在し、土砂の発生や濁水等による水環境への影響が懸念される。

このため、工事の概要・実施区域に関する水道事業者や水道管理者への十分な事前説明を行うほか、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、水環境への影響を回避又は極力低減するよう、風力発電機等の位置等を決定すること。

(3) 地形及び地質

想定区域及びその周辺の地質は、主に火山性砕屑物に覆われており、砕屑物の特性によっては地盤が脆弱になっている可能性がある。本事業は、国内では例のない大型の風力発電機を設置するものであり、風車の設置や大型資材等の搬出入に伴う造成・基礎工事により、掘削土等から発生する濁水による周辺環境への影響や、豪雨時における表流水や浸透水の影響による斜面崩壊の誘発が懸念される。

このため、工事の実施による地形及び地質への影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、土地の安定性を低下させるリスクを回避又は極力低減するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

(4) 動植物

想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるイヌワシ、クマタカ、ハチクマ、ノスリの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による重大な影響が懸念される。また、いわてレッドデータブックに掲載されている希少な哺乳類、植物、鳥類、両生類、昆虫類の生息・生育が確認されていることから、これらの希少野生動植物への影響が懸念される。さらに、一戸町内の想定区域周辺では、シバ草原の存在が過去に確認されている。シバ草原は、重要種が生育する可能性が高いことに加えて、植生自体が希少になりつつあることから、本事業の実施による植物や生態系への影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、希少野生動植物に対する影響を回避又は極力低減するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

(5) 景観

二戸市サイトの想定区域は、岩手県景観計画に基づく一般地域の自然景観地区及び農山漁村景観地区に、一戸町サイトの想定区域は、一戸町景観条例に基づく農山村景観地区にそれぞれ指定されているほか、一戸町サイトの想定区域周辺には御所野遺跡を含む特定景観地区がある。

また、稲庭岳、稲庭岳キャンプ場、天台の湯、高森高原などの重要な眺望点

のほか、駒形神社や岩誦坊の湧き水など景観面の配慮も必要な施設等が存在し、これらの眺望点等における景観への影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

なお、本配慮書では、関係地方公共団体として二戸市及び一戸町を位置づけているが、今後の環境影響評価の結果によっては、環境影響を受ける範囲と認められる地域として、八幡平市、岩手町及び葛巻町など周辺の市町を追加する必要があることから、方法書においては、これら市町の管轄地域における環境影響についても、適切に調査、予測及び評価すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

実施区域及びその周辺には、二戸市サイトの稲庭岳、稲庭岳キャンプ場、稲庭高原、一戸町サイトの高森高原など、地域住民はもとより、観光客も多く訪れる人と自然との触れ合いの活動の場がある。また、二戸市サイトには、古くから地域住民に親しまれてきた歴史・文化的価値のある駒形神社や岩誦坊の湧き水があり、地形改変や騒音によるこれらの場で行われる人と自然との触れ合いの活動への影響が懸念される。

このため、施設の稼働による影響も含め、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、人と自然との触れ合いの活動に及ぼす影響を回避又は極力低減するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

(7) その他

想定区域及びその周辺には、砂防法に基づき指定された砂防指定地のほか、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された土砂災害警戒特別区域及び土砂災害警戒区域、「山地災害危険地区調査要領」（平成28年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）が存在し、近年、気候変動の影響による突発的な豪雨が多発する中で、土砂災害の発生が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、重大な影響が懸念される箇所の変更を回避するなど、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

3 関係市町村の長からの意見

想定区域を管轄する市町村の長から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。